

別紙 1

伊根町議会だより いね印刷業務に係る仕様書

この仕様書は、令和8年度において、伊根町が発行する広報誌「伊根町議会だより いね」の印刷・デザイン業務に関する仕様を次のとおり定めるものとする。

(受託者の条件)

第1条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第の規定に該当しない者。

(業務期間)

第2条 本業務の業務期間は、令和8年4月1日～令和9年3月31日とする。

2 前項の期間内に、社会情勢の変化や、伊根町の財政状況の悪化等により業務金額の予算が確保できない場合は、契約内容の規模縮小や契約の解除をすることがある。

3 前項の場合、伊根町及び受託者において協議し、縮小後の規模、契約金額又は契約の解除を決定するものとする。

(業務内容)

第3条 業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 「伊根町議会だより いね」のデザイン

(2) 「伊根町議会だより いね」の印刷

○印刷物の規格及び仕様

・発行回数 年4回発行（令和8年4月、7月、10月、令和9年1月）

・全 面 規格 マットコート紙70k
色数 カラー

・形 式 A4版両面印刷とし、製本して納品のこと
綴じ穴 2穴

あわせてJPGファイル（表紙データ）、PDFファイル（見開きのものと、1ページ毎のもの、それぞれ1つずつ）も納品のこと

・印刷部数 1,000部（町が指定する部数ごとに仕分けして納品）

・ページ数 令和7年度 実績平均10ページ

（ただし、令和8年度のページ数を保障するものではありません）

・原稿引渡 原則、データ渡しとする。ただし、毎回3頁程度は紙渡しの場合もあり。入稿は発行3週間前頃から随時。

・校 正 文字校正、色校正 平均3回
校正もデータ渡しとする。

・納入場所 伊根町役場

・納入期限 発行月第4木曜日の前日（その日が祝日の場合は、その前日）

2 受託者は、印刷業務の効率化、デザイン等に関する提言や助言、企画立案等を自主的に行ってもよい。

(再委託の禁止)

第4条 受託者は、この業務による事務については自ら行い、伊根町が承諾した場合を除き、第三者にその取り扱いを委託してはならない。

(業務料の支払)

第5条 業務料の支払いは月ごととし、支払日は、成果品及び納品書が提出され、かつ、請求書が提出された日の40日以内とする。

(関係経費)

第6条 本業務を執行するにあたっての関係経費の負担は次のとおりとする。

(1) 本仕様書第3条第1項に掲げる業務

①印刷物 伊根町が支払う

②納品 受託者が支払う

2 受託者は、受託者の責めに帰すべき理由により、印刷物を滅失したときは、同等品以上の代物を弁償し、毀損したときは原形に復旧しなければならない。

(遵守事項)

第7条 受託者は、本業務の履行にあたり、誠意を持って履行するものとする。

(契約の解除)

第8条 伊根町は、受託者が次の各号に該当すると判断したときは、契約を解除できるものとする。

①受託者が本仕様書に基づいて本業務を実施しない場合

②受託者が委託期間内であるにも関わらず、本業務を実施しない場合

④受託者が第7条の遵守事項を度重なって遵守しない場合

2 前項の場合に、本業務を継続するために発生する損害金を受託者は支払うものとする。

(個人情報の保護)

第9条 本業務を受託する者は、この業務による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別紙2「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(報告義務)

第10条 受託者は、本業務について問題が生じた場合は速やかに伊根町に報告し、伊根町の指示を受けるものとし、その問題の処理結果も伊根町に報告するものとする。

(権利の帰属)

第11条 本業務で作成した印刷物及びデジタルデータの著作権は伊根町に帰属する。

別紙2

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この業務による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この業務による事務に関して知ることができた個人情報を他に漏らすてはならない。この業務が終了し、または解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 受託者は、この業務による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用または提供の禁止)

第4 受託者は、伊根町の指示がある場合を除き、この業務による事務に関して知ることができた個人情報を業務の目的以外の目的に利用し、または伊根町の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(適正な管理)

第5 受託者は、この業務による事務に関して知ることができた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写または複製の禁止)

第6 受託者は、この業務による事務を処理するために、伊根町から情報を受け、または受託者自らが収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等を、伊根町の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

(資料等の返還等)

第7 受託者は、この業務による事務を処理するために、伊根町から提供を受け、または受託者自らが収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、この業務の完了後直ちに伊根町に返還し、または引き渡すものとする。ただし、伊根町が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第8 受託者は、この業務に違反する事態が生じ、または生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに伊根町に報告し、伊根町の指示に従うものとする。